

## バリアフリー改修工事をした場合

### 1. バリアフリー改修工事とは…

- (1) 廊下の拡幅
- (2) 階段の勾配の緩和
- (3) 浴室改良
- (4) 便所改良
- (5) 手すりの設置
- (6) 屋内の段差の解消
- (7) 引き戸への取替え工事
- (8) 床表面の滑り止め化

### 2. 所得税が減額されるもの

#### (1) 住宅借入金等特別控除の適用

##### ① 適用要件

- 1) 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に100万円以上の工事を行っていること
- 2) その工事のために借入期間が10年以上あり、かつ、その年の12月31日までに残高があること

##### ② 控除額：平成19年に住んでいる場合（改正前と選択適用）

- 1) 平成19年から10年間：その年の12月31日までの残高×0.6%
- 2) 平成29年から5年間：その年の12月31日までの残高×0.4%

#### (2) 特定の増改築等の住宅借入金等特別控除の創設

##### ① 適用要件

- 1) 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に30万円以上の工事を行っていること
- 2) その工事のために借入期間が5年以上あり、かつ、その年の12月31日現在残高があること
- 3) 次のいずれかに該当する人
  - (イ) 50才以上の人
  - (ロ) 要介護又は要支援の認定を受けている人
  - (ハ) 障害者の人
  - (ニ) (ロ)もしくは(ハ)に該当する人又は65才以上の人と同居している人

##### ② 控除額：5年間控除できる

- 1) バリアフリーの工事にかかる借入金：借入金残高×2%
- 2) 1)以外：借入金残高×1%（1,000万円が限度）

### (3) 必要な書類

- ① 借入金の残高証明書
- ② 住民票の写し
- ③ 土地・家屋の登記事項証明書
- ④ 建築工事請負契約書などの写し
- ⑤ 建築士等が発行する証明書
- ⑥ サラリーマンの場合は給与所得の源泉徴収票

※ (1)と(2)はどちらか一つしか使えない。

※ これらは、一度申告したら変更はできないので慎重に選ぶこと。

## 3. 固定資産税で減額されるもの

### (1) 適用要件

- ① 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間にバリアフリー工事をやっていて申請をしている
- ② 要介護又は要支援の認定を受けている人又は障害者になっている人と同居している人

(2) 納付額：翌年の固定資産税額の3分の1に減額（1年のみ適用）

### (3) 必要な書類

- ① 住民票
- ② 工事明細書
- ③ 写真及び工事にかかる領収書の写し
- ④ 障害者手帳又は介護認定決定通知書の写し